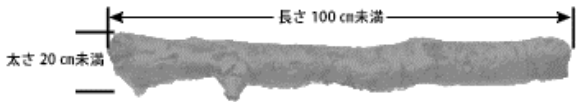
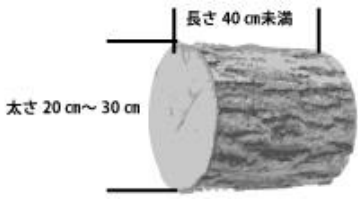
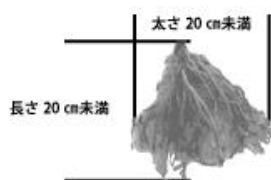


剪定枝受入基準

	太さ・長さ	参考図
剪定枝出し方の基準	太さ 直径20cm未満は 長さ 100cm未満 葉付きも受入可	
	太さ 直径20cm～30cm未満は 長さ 40cm未満 太さ 直径30cm以上は 長さ 40cm未満 (30cm×40cmを超えない)	
	根株は土・石を取り除いて 太さ 20cm未満 長さ 20cm未満	

※基準外の剪定枝・根株は一切搬入できません。

※わら、つる性の植物、毒性の植物、草の根、野菜、果物類は現行通り可燃ごみとなります。

※業者が関わった場合は、業者が事業系ごみとして有料で処理。

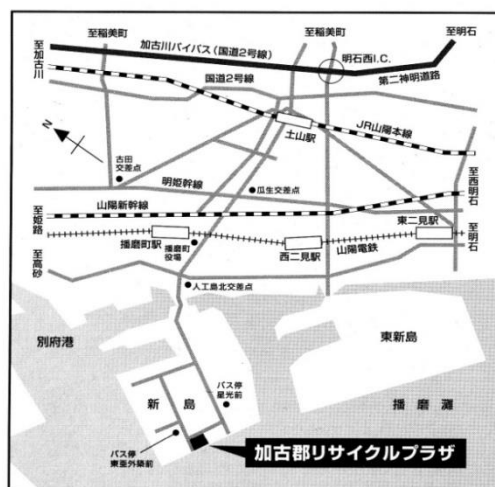
事業系ごみ搬入手数料 130 円/10 kg

搬入先 加古郡リサイクルプラザ
加古郡播磨町新島60番地

○搬入時間 平日…………… 8:00～15:30
(12:00～13:00を除く)
土曜・祝日…… 8:00～11:30

○お問い合わせ先

稲美町生活環境課 TEL079-492-9140
播磨町すこやか環境グループ TEL079-435-2721
加古郡リサイクルプラザ TEL079-437-7671



○搬入できないもの

①指定業種から出る「木くず」は産業廃棄物です。町の施設は一般廃棄物処理施設です。産業廃棄物の受入は一切できません。

※建設業（工作物の取り壊しや除去も含む）に係る廃樹木のこと。

②稲美町及び播磨町外の現場で請け負った伐採木については、発生場所に所在する一般廃棄物処理施設へ搬入してください。

③産業廃棄物に当たらない伐採木については、上記の受入基準を満たしてから加古郡リサイクルプラザへ搬入してください。

④夾竹桃・漆の木等の強い毒性のある樹木及び竹・笹類は搬入できません。

長さ50cm以下（竹は、節と節の間を切断）にして可燃物として稲美町清掃センター又は播磨町塵芥処理センターへ搬入してください。

⑤剪定枝以外のもの